

指定難病特定医療費助成制度について
～指定医療機関の皆さまへお願い～

【自己負担上限額管理手帳記載時の留意事項】

○指定難病特定医療費自己負担上限額管理手帳のP26, 27の記載例をご参照のうえ、指定難病特定医療費受給者証をご利用の全ての患者さんへ自己負担上限管理票の記載をお願いいたします。

○【医療費総額(10割分)】欄については、【医療費総額(10割分)】欄の合計が50,000円を超えるまでは、月間自己負担上限額に達した後でも記載をお願いいたします。

なお、マル福医療券をご利用の患者さんや生活保護の患者さんで、実際の支払がない場合も【医療費総額(10割分)】欄の記載をお願いいたします。

○【自己負担額】欄については、月間自己負担上限額に達するまでは、保険証の自己負担割合に応じた金額の記載となります。

なお、マル福医療券をご利用の患者さんで、実際の支払がない場合でも同様に、月間自己負担上限額に達するまでは、保険証の自己負担割合に応じた金額の記載となりますので、【医療費総額(10割分)】欄のほか、【自己負担額】欄、【自己負担額の累計額】欄の記載をお願いいたします。

○自己負担上限管理票は、次回更新手続きの際に「軽症高額該当(※1)」及び「高額かつ長期(※2)」の資料として必要になります。

※1「軽症高額該当」とは、特定医療費の支給認定基準である重症度分類を満たさない場合であっても、診断基準を満たし、高額な医療費を負担している場合に医療費助成を受けることができる制度です。

その要件は、申請の月を含めた過去12ヶ月以内に医療費総額(10割)が33,330円を超える月が3回以上あることです。

※2「高額かつ長期」とは、特定医療費の受給者のうち、階層区分が一般所得Ⅰ以上であり、高額な医療費を長期間負担している場合に月間自己負担上限額の軽減を受けることができる制度です。

その要件は、申請の月を含めた受給者証有効期間内の直近12ヶ月以内に、指定難病での医療費総額(10割)が50,000円を超える月が6回以上あることです。

【受給者証確認時の留意事項】

○受給者証の記載内容に変更がある場合は管轄保健所での手続きが必要になります。手続き方法や添付資料については、管轄保健所へ確認するよう患者さんへお伝えください。ご協力をお願いいたします。

- ・受診者(保護者)の住所、氏名が変わった場合
- ・医療保険や保険証の記号、番号が変わった場合
- ・受給者証を紛失、汚損した場合
- ・「高額かつ長期」を申請する場合

【参考資料】

- ・指定難病特定医療費支給認定手続きのご案内(制度部分)
- ・「軽症高額該当」及び「高額かつ長期」申請のご案内